

令和4年の活動状況

目 次

第1部	概 要		
第1	活 動 概 要	3
第2	組 織	4
1	委 員 会	4
2	あっせん員候補者	4
3	事 務 局	4
第3	会 議	5
1	総 会	5
2	公益委員会議	5
3	連絡会議	5
第4	各 種 名 簿	6
1	委 員 名 簿	6
2	あっせん員候補者名簿	8
第2部	調整関係		
第1	労働争議の調整	13
1	概 況	13
2	調整事件取扱一覧表	17
第3部	審査関係		
第1	不当労働行為事件の審査	21
1	概 況	21
2	不当労働行為事件取扱一覧表	30
3	審査の期間の目標及び審査の実施状況	31
第2	労働組合の資格審査	33
1	概 況	33
2	労働組合資格審査取扱一覧表	35

第1部 概要

第1	活 動 概 要	3
第2	組 織	4
1	委 員 会	4
2	あつせん員候補者	4
3	事 務 局	4
第3	会 議	5
1	総 会	5
2	公益委員会議	5
3	連絡会議	5
第4	各種名簿	6
1	委員名簿	6
2	あつせん員候補者名簿	8

第 1 活 動 概 要

令和 4 年の当委員会は、第 47 期委員により運営され、総会を 24 回、公益委員会議を 20 回開催したほか、委員会相互の連絡及び事務処理について必要な研究、情報交換等のため、全国又は地域別に開催される連絡会議に参加した。

当委員会が取り扱った事件等の状況は、次表のとおりである。

令 和 4 年 事 件 等 取 扱 状 況

区 分	労働争議		不当労働行為 事件の審査	労働組合の 資格審査
	調 整	実情調査		
取扱件数	4 (3)	155 (155)	11 (3)	15 (8)
終結件数	3 (2)	130 (130)	8 (1)	12 (6)

(注) () 内は、新規取扱件数で、内数である。

第 2 組 織

1 委 員 会

当委員会は、公益委員 7 人、労働者委員 7 人、使用者委員 7 人計 21 人で構成されている。

令和 4 年は、第 47 期委員により運営された。

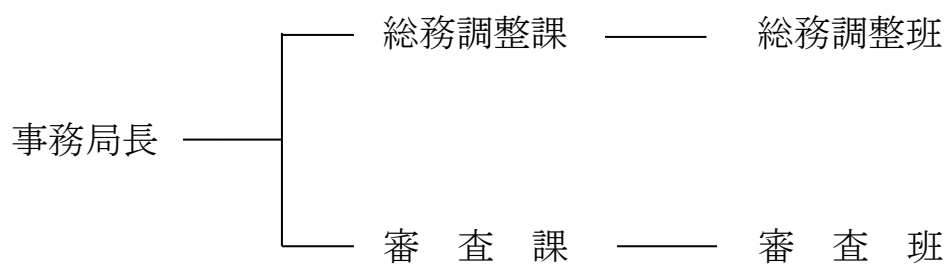
2 あっせん員候補者

当委員会では、あっせん員候補者の委嘱基準の内規を設け、学識経験者等の中から、あっせん員候補者をあらかじめ委嘱している。令和 4 年 12 月 31 日現在のあっせん員候補者は 32 人である。

3 事 務 局

委員会には、その事務を整理するため、事務局が設置されており、令和 4 年 12 月 31 日現在の事務局職員は、事務局長以下 14 人である。

【組 織 図】



第 3 会 議

1 総 会

総会は委員全員で構成する会議で、委員会の基本的事項の決定を行うとともに、委員・事務局から取扱事件の報告を受ける。当委員会では、原則として毎月第 2 及び第 4 木曜日を定例日としている。

なお、令和 4 年は、第 1642 回から第 1665 回までの 24 回の総会を開催した。

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合の資格審査の決定、不当労働行為事件の命令、公益事業の争議行為予告通知義務違反の処罰請求等を行うため、公益委員のみで構成する会議である。当委員会では、原則として定例総会開催日に総会に先立って開催するほか、事件の合議等で緊急を要するものの処理のため臨時に開催している。

なお、令和 4 年は、第 1637 回から第 1656 回までの 20 回の公益委員会議を開催した。

3 連絡会議

当委員会が参加する連絡会議には、全国会議、14 都道府県会議、近畿ブロック会議等がある。

令和 4 年は、引き続き、「今後の労働委員会の在り方」について検討が進められるとともに、事例の紹介、検討等が行われた。

第4 各種名簿

1 委員名簿

第47期 委員

◎印 会長 ○印 会長代理
令和3年10月1日任命 50音順
(令和4年12月31日現在)

区 分	氏 名	現 職	任命年月日 在任期間
公益委員	浅田 修宏	弁護士	令和 3.10. 1 47期
	大内 伸哉	神戸大学大学院法学研究科教授	平成 19. 8. 2 40期～47期
	岡 秀次	公益財団法人神戸いきいき勤労財団 シルバー人材センター北区センター 所長 ※	令和元. 9.26 46期～47期
	○関 根 由 紀	神戸大学大学院法学研究科教授	平成 23. 8.18 42期～47期
	林 亜衣子	弁護士	平成 30. 4. 5 45期～47期
	藤 森 泰 宏	公益財団法人兵庫県生きがい創造 協会副理事長兼事務局長 ※	令和 4. 5. 1 47期
	◎米 田 耕 士	弁護士	平成 19. 8. 2 40期～47期
労働者委員	奥 村 比左人	三菱重工グループ労働組合連合会 神船地区本部顧問	平成 27. 9. 8 44期～47期
	尾 野 哲 男	JAMオークラ輸送機労働組合 組合長	平成 29. 9.26 45期～47期
	那 須 健	関西電力労働組合特別執行委員	平成 23. 8.18 42期～47期
	長谷川 尚 吾	日本製鉄広畑労働組合組合長	令和 3.10. 1 47期
	服 部 圭 司	全日本自治団体労働組合兵庫県本部 特別執行委員	平成 25. 8.27 43期～47期
	森 山 政 行	山陽電気鉄道労働組合執行委員長	令和 3.10. 1 47期

区 分	氏 名	現 職	任命年月日 在任期間
使用者委員	河 野 忠 友	カワノ株式会社代表取締役社長	平成 29. 9. 26 45 期～47 期
	白 石 順	株式会社サージ・コア顧問	令和元. 9. 26 46 期～47 期
	武 井 宏 之	学校法人武井育英会育英高等学校 理事長	令和 3.10. 1 47 期
	坪 田 一 夫	姫路経営者協会相談役	平成 29. 9. 26 45 期～47 期
	林 直 樹	兵庫県経営者協会専務理事	令和 3.10. 1 47 期
	吉 田 達 樹	日清鋼業株式会社顧問	平成 25. 8. 27 43 期～47 期
	和 田 直 哉	近畿工業株式会社会長	平成 25. 8. 27 43 期～47 期

※印は元職を示す。

2 あっせん員候補者名簿

(令和4年12月31日現在)

氏名	現職	委嘱年月日
浅田修宏	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士	令和3年10月1日
大内伸哉	兵庫県労働委員会公益委員 神戸大学大学院法学研究科教授	平成19年8月2日
岡秀次	兵庫県労働委員会公益委員 公益財団法人神戸いきいき勤労財団シルバー 人材センター北区センター所長 ※	令和元年9月26日
関根由紀	兵庫県労働委員会公益委員（会長代理） 神戸大学大学院法学研究科教授	平成23年8月18日
林亜衣子	兵庫県労働委員会公益委員 弁護士	平成30年4月12日
藤森泰宏	兵庫県労働委員会公益委員 公益財団法人兵庫県生きがい創造協会 副理事長兼事務局長 ※	令和4年5月19日
米田耕士	兵庫県労働委員会公益委員（会長） 弁護士	平成19年8月2日
奥村比左人	兵庫県労働委員会労働者委員 三菱重工グループ労働組合連合会神船地区 本部顧問	平成27年9月8日
尾野哲男	兵庫県労働委員会労働者委員 JAMオークラ輸送機労働組合組合長	平成29年9月26日
那須健	兵庫県労働委員会労働者委員 関西電力労働組合特別執行委員	平成23年8月18日
長谷川尚吾	兵庫県労働委員会労働者委員 日本製鉄広畑労働組合組合長	令和3年10月1日
服部圭司	兵庫県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合兵庫県本部特別執行委員	平成25年8月27日
森山政行	兵庫県労働委員会労働者委員 山陽電気鉄道労働組合執行委員長	令和3年10月1日
河野忠友	兵庫県労働委員会使用者委員 カワノ株式会社代表取締役社長	平成29年9月26日
白石順	兵庫県労働委員会使用者委員 株式会社サージ・コア顧問	令和元年9月26日
坪田一夫	兵庫県労働委員会使用者委員 姫路経営者協会相談役	平成29年9月26日
武井宏之	兵庫県労働委員会使用者委員 学校法人武井育英会育英高等学校理事長	令和3年10月1日

氏 名	現 職	委嘱年月日
林 直 樹	兵庫県労働委員会使用者委員 兵庫県経営者協会専務理事	令和3年10月1日
吉 田 達 樹	兵庫県労働委員会使用者委員 日清鋼業株式会社顧問	平成25年8月27日
和 田 直 哉	兵庫県労働委員会使用者委員 近畿工業株式会社社長	平成25年8月27日
大 原 義 弘	兵庫県労働委員会公益委員 ※	平成29年9月26日
滝 澤 功 治	兵庫県労働委員会公益委員 ※	平成9年7月2日
余 田 大 造	兵庫県労働委員会公益委員 ※	令和3年10月1日
安 樂 雅 枝	兵庫県労働委員会労働者委員 ※	令和3年10月1日
熊 野 隆 夫	兵庫県労働委員会労働者委員 ※	平成25年8月27日
曾 我 一 樹	兵庫県労働委員会労働者委員 ※	平成27年2月5日
福 永 明	兵庫県労働委員会労働者委員 ※	平成23年8月18日
草 薙 信 久	兵庫県労働委員会使用者委員 ※	平成23年8月18日
村 元 四 郎	兵庫県労働委員会使用者委員 ※	平成21年8月3日
西 躰 和 美	兵庫県労働委員会事務局長	令和4年4月14日
近 藤 貴 彦	兵庫県労働委員会事務局総務調整課長	令和4年4月14日
三 宅 ゆかり	兵庫県労働委員会事務局審査課長	令和2年4月23日

※印は元職を示す。

第2部 調整関係

第1	労働争議の調整	13
1	概況	13
2	調整事件取扱一覧表	17

第1 労働争議の調整

1 概況

(1) 取扱状況

令和4年に取り扱った調整事件は4件であり、全てあっせんであった。前年からの繰越しは1件、新規申請は3件であった。

終結件数は3件で、令和5年への繰越し件数は1件となっている（第1表参照）。

(2) 取扱事件

令和4年の取扱事件4件の内容は、次のとおりである。

ア 調整事項別では、「賃金等」及び「団交促進」が各4件、「その他」が2件である（第2表参照）。

イ 申請者別では、全て労働組合からであった。（第3表参照）。

ウ 地区別では、神戸地区が2件、東播磨地区及び但馬地区が各1件となっている（第5表参照）。

エ 業種別では、「卸売、小売」及び「医療、福祉」が各1件、「その他」が2件となっている（第6表参照）。

オ 企業規模別では、「49人以下」が3件、「300～499人」が1件となっている（第7表参照）。

(3) 終結状況

令和4年に終結した3件の内容は、次のとおりである。

ア 終結区分は、解決が1件、打切りが2件となっており、解決率（解決件数の終結件数に対する割合）は33.3%となっている（第8表参照）。

イ 終結までに要した日数を見ると、「1～4日」が2件、「20～29日」が1件となっており、平均所要日数は、7.7日となっている（第9表参照）。

第1表 取扱件数

区分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越件数
繰越し	1	1	—
新規申請	3	2	1
計	4	3	1

第2表 調整事項別件数

事項		件数
	(a) 組合の承認・活動	—
	(b) 協約の締結・改定	—
	(c) 協約の効力・解釈	—
賃金等	(d) 賃金増額	1
	(e) 一時金	2
	(f) 諸手当	—
	(g) 退職金	—
	(h) その他	1
	小計	4
賃金以外の 労働条件	(i) 労働時間	—
	(j) 休日・休暇	—
	(k) その他	—
	小計	—
経営又は人事	(l) 事業廃止・縮小	—
	(m) 人員整理	—
	(n) 配置転換	—
	(o) 解雇	—
	(p) その他	—
	小計	—
(q) 福利厚生	—	
(r) 団交促進	4	
(s) その他	2	
	計	10

(注) 同一事件で複数の調整事項があるものがあるため、本表の計は取扱件数とは一致しない。

第3表 申請者別件数

申請者	労働組合	使用者	双方	計
件数	4	—	—	4

第4表 月別件数

月	繰越分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
件数	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	4

第5表 地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
件数	2	—	—	1	—	—	—	1	—	—	4

第6表 業種別件数

業種	製造	運輸、郵便				卸売、小売	教育、学習支援	医療、福祉	サービス	公務	その他	計
		旅客運送	貨物運送	郵便	その他							
件数	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	2	4

第7表 企業規模別件数

企業規模	49人以下	50～99人	100～199人	200～299人	300～499人	500～999人	1,000人以上	計
件数	3	—	—	—	1	—	—	4

第8表

終 結 区 分 別 件 数

終結区分	解 決	取下げ	打切り	計
件 数	1	0	2	3

第9表

調 整 所 要 日 数 別 終 結 件 数

日数	調整員 指名前	1～ 4日	5～ 9日	10～ 19日	20～ 29日	30～ 49日	50日 以上	計	平均 日数
件数	—	2	—	—	1	—	—	3	7.7

2 調整事件取扱一覧表

事件 番号	業 種	申請日 〔あっせん員 指名日〕	申 請 者	調 整 事 項	終 結 日 終結区分	事件地
令3 (調) 7	建 設 業	3.12.27 (4.1.25)	労	誠実な団体交渉の 実施（年末一時金 の支給）	4.2.14 解決	香美町
令4 (調) 1	卸売業、小売業	4.1.6 (4.1.27)	〃	誠実な団体交渉の 実施（金員の返還 等）	4.1.27 打切り (被申請者 不同意)	加古川市
2	医 療 業	4.2.17 (4.5.12)	〃	誠実な団体交渉の 実施（未払給与の支 払）	4.5.12 打切り (被申請者 不同意)	神戸市
3	通 信 業	4.11.9 (4.12.5)	〃	誠実な団体交渉の 実施（資料の提出）	(繰越し)	神戸市
計		4 件				

第3部 審査関係

第1	不当労働行為事件の審査	21
1	概況	21
2	不当労働行為事件取扱一覧表	30
3	審査の期間の目標及び審査の実施状況	31
第2	労働組合の資格審査	33
1	概況	33
2	労働組合資格審査取扱一覧表	35

第1 不当労働行為事件の審査

1 概況

(1) 取扱状況

令和4年に取り扱った不当労働行為事件は11件であった。そのうち、前年からの繰越しは8件、新規申立ては3件であった。

終結件数は8件で、前年からの繰越しのうち1件、新規申立てのうち2件、合わせて3件が令和5年に繰越しとなった（第1表参照）。

(2) 新規申立事件

令和4年の新規申立件数3件の内容は、次のとおりである。

ア 申立事項別では、2・3号事件が2件、2号事件が1件となっている（第2表参照）。

イ 申立人別では、労働組合による申立てが3件となっている。

ウ 地区別では、阪神南地区が2件、神戸地区が1件となっている（第6表参照）。

エ 業種別では、「教育、学習支援業」、「サービス業」及び「その他」が各1件となっている（第7表参照）。

オ 企業規模別では、「500～999人」が2件、「50～99人」が1件となっている（第8表参照）。

(3) 終結状況

令和4年に終結した8件の内容は、次のとおりである。

ア 繰越し事件が7件、新規申立事件が1件であり、終結区分別では、「命令・決定」が3件、「和解・取下げ」が5件となっている（第9表参照）。

終結率（終結件数の取扱件数に対する割合）は、約73パーセントとなっている。

イ 終結事件の係属日数は、「命令・決定」の最長が645日、最短が487日、「和解・取下げ」の最長が547日、最短が169日、総平均が447日となっている（第10表参照）。

(4) 再審査事件

令和4年中に交付された「命令・決定」のうち2件について、中央労働委員会に再審査の申立てがなされた。

令和4年に申立てがあった2件が終結したので、翌年への繰越件数は1件となった（第13表参照）。

第1表 取扱件数

区分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越し
繰越し	8	7	1
新規申立て	3	1	2
計	11	8	3

第2表 申立事項別件数

申立事項	繰越し	新規申立て	計
1号（正当な組合活動による不利益取扱い）	—	—	—
2号（団体交渉の拒否）	3	1	4
3号（支配介入）	—	—	—
4号（報復的な不利益取扱い）	—	—	—
1号と2号の複合したもの	1	—	1
1号と3号の複合したもの	—	—	—
2号と3号の複合したもの	1	2	3
1号と2号と3号の複合したもの	2	—	2
1号と3号と4号の複合したもの	1	—	1
1号と2号と3号と4号の複合したもの	—	—	—
計	8	3	11

(注) 「申立事項欄」の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

第3表

申立理由別件数

7条号別	申立理由	繰越し	新規申立て	計	
1号	正当な組合活動による不利益取扱い	解雇	1	—	1
		賃金等の差別	2	—	2
		仕事上の差別	—	—	—
		配転	—	—	—
		その他	2	—	2
		小計	5	—	5
2号	団体交渉の拒否	7	3	10	
3号	支配介入	組合誹謗	—	—	—
		別組合の育成	—	—	—
		協定不履行	1	—	1
		組合弱体化工作	4	2	6
		脱退強要	—	—	—
		就労拒否	—	—	—
		小計	5	2	7
4号	不当労働行為救済申立て等をしたことによる不利益取扱い	1	—	1	
計		18	5	23	

(注) 1 「申立理由欄」の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

2 1事件につき複数の申立理由がある場合があるため、件数の計上は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第4表

請求する救済内容別件数

請求する救済内容	繰越し	新規申立て	計
原職復帰・バックペイ	1	—	1
配置転換の撤回	—	1	1
不利益取扱いの撤回	3	—	3
事業所の再開	—	—	—
他組合との差別禁止	—	—	—
団体交渉の応諾	7	3	10
支配介入の禁止	4	—	4
謝罪文の掲示・手交	6	2	8

(注) 1事件につき複数の請求する救済内容がある場合があるため、件数の合計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。

第5表

月別件数

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
繰越し	—	—	—	1	—	—	1	1	1	1	—	3	8
新規申立て	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	3

第6表

地区別件数

地区	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但馬	丹波	淡路	計
繰越し	4	2	1	—	—	—	1	—	—	—	8
新規申立て	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	3

第7表 業 種 別 件 数

業 種	製造	運輸、郵便			卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サービス	公務	その他	計
		旅客 運送	貨物 運送	郵便							
繰 越 し	—	1	4	—	—	1	—	1	1	—	8
新規申立て	—	—	—	—	—	1	—	1	—	1	3
計	—	1	4	—	—	2	—	2	1	1	11

第8表 企 業 規 模 別 件 数

企業規模	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
繰 越 し	3	3	—	—	—	2	—	8
新規申立て	—	1	—	—	—	2	—	3
計	3	4	—	—	—	4	—	11

第9表 終 結 区 分 別 件 数

終結区分	命令・決定					和解・取下げ				計
	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計	関与 和解	無関与 和解	取下げ	小計	
繰 越 し	—	2	1	—	3	4	—	—	4	7
新規申立て	—	—	—	—	—	1	—	—	1	1
計	—	2	1	—	3	5	—	—	5	8

第10表 終 結 事 件 係 属 日 数

終結区分	最 長	最 短	平 均
命令・決定	645	487	587
和解・取下げ	547	169	362
総 平 均	—	—	447

第11表 終結事件の調査回数、審問回数、尋問証人数、和解回数及び係属日数

事件 番号	業 種 名	終結区分	調査 回数	審問 回数	尋問 証人数	和解 回数	係属 日数
令2 (不)4	道路貨物運送業	命 令 (棄 却)	回 6	回 2	人 3 (3)	回 —	日 645
8	道路貨物運送業	取 下 げ (関 与 和 解)	8	—	—	—	547
10	道路旅客運送業	命 令 (一 部 救 済)	6	2	5 (5)	—	487
11	教育、学習支援業	取 下 げ (関 与 和 解)	4	—	—	3	401
12	道路貨物運送業	命 令 (一 部 救 済)	7	2	2 (2)	—	630
13	道路貨物運送業	取 下 げ (関 与 和 解)	7	—	—	—	399
令3 (不)3	その他の事業 サービス業	取 下 げ (関 与 和 解)	4	—	—	2	296
令4 (不)1	廃棄物処理業	取 下 げ (関 与 和 解)	3	—	—	—	169

(注) 「尋問証人数」欄の()内は、延べ人数である。

第12表 翌年への繰越事件の調査回数、審問回数、尋問証人数、和解回数及び係属日数

事件 番号	業 種 名	調査 回数	審問 回数	尋問 証人数	和解 回数	係属 日数
令3 (不)2	地 方 公 務	回 8	回 —	人 —	回 —	日 493
令4 (不)2	水 道 業	1	—	—	—	66
3	教 育 、 学 習 支 援 業	1	—	—	—	38

(注) 係属日数は、令和4年末までの数値である。

第13表

再 審 査 事 件 一 覧

事 件 番 号 (業 種 名)	申 立 人 申 立 日 年 月 日	不 服 の 要 点	審 査 過 経 過
中労委 令元(不再)第19・20号 (労働者派遣業) (プラスチック製品製造業)	使用 者 元 . 5 . 21 労働組合 元 . 5 . 22	初審命令の取消し	係属中
中労委 令4(不再)第1号 (道路貨物運送業)	労働組合 4 . 1 . 17	初審命令の取消し	和解認定
中労委 令4(不再)第5号 (道路旅客運送業)	労働組合 4 . 3 . 3	初審命令の取消し	和解認定

2 不当労働行為事件取扱一覧表

事件番号	業種名	第7条該当号	申立て			終結		事件地
			申立人	年月日	主な原因	年月日	区分	
令2 (不)4	道路貨物運送業	2	組合	2.4.1	団交拒否	4.1.5	命令 (棄却)	伊丹市
8	道路貨物運送業	1・3・4	組合	2.7.27	不利益取扱 支配介入 報復的不利益取扱	4.1.24	取下げ (関与和解)	神戸市
10	道路旅客運送業	2・3	組合	2.10.19	団交拒否 支配介入	4.2.17	命令 (一部救済)	尼崎市
11	教育、学習支援業	2	組合	2.12.17	団交拒否	4.1.21	取下げ (関与和解)	神戸市
12	道路貨物運送業	1・2・3	組合	2.12.22	不利益取扱 団交拒否 支配介入	4.9.12	命令 (一部救済)	神戸市
13	道路貨物運送業	1・2・3	組合	2.12.22	不利益取扱 団交拒否 支配介入	4.1.24	取下げ (関与和解)	神戸市
令3 (不)2	地方公務	2	組合	3.8.26	団交拒否			宍粟市
3	その他の事業 サービス業	1・2	組合	3.9.30	不利益取扱 団交拒否	4.7.22	取下げ (関与和解)	芦屋市
令4 (不)1	廃棄物処理業	2・3	組合	4.2.14	団交拒否 支配介入	4.8.1	取下げ (関与和解)	尼崎市
2	水道業	2・3	組合	4.10.27	団交拒否 支配介入			神戸市
3	教育、学習支援業	2	組合	4.11.24	団交拒否			西宮市
計		11 件						

(注) 「終結」欄の空欄は、翌年へ繰り越したことを示す。

3 審査の期間の目標及び審査の実施状況

労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18及び審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則（平成17年兵庫県労働委員会規則第4号）第4条第3項の規定により、令和5年における審査の期間の目標及び令和4年における審査の実施状況を下記のとおり公表する。

記

(1) 令和5年における審査の期間の目標

当委員会は、令和5年における不当労働行為事件の審査の期間の目標を次のとおり定める。

ア 単純な団体交渉拒否事件 6月

イ 標準的な事件 1年

ウ 特に複雑な事件 事件ごとに作成する審査計画に定める期間

(注) 単純な団体交渉拒否事件とは、団体交渉拒否のみが争点となっているものをいい、特に複雑な事件とは、主張の内容等が複雑なものをいう。

(2) 令和4年における審査の実施状況

ア 取扱事件数

区 分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越し
単純な団体交渉拒否事件	— 件	— 件	— 件
標準的な事件	11	8	3
特に複雑な事件	—	—	—
計	11	8	3

イ 審査期間の状況（令和4年中に終結した事件）

《標準的な事件》

終 結 区 分	係 属 日 数		
	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	645 日	487 日	587 日
和 解 ・ 取 下 げ	547	169	362
総 平 均	—	—	447 (約15月)

ウ 個別事件の審査の実施状況（令和4年中に終結した事件）

事件 番号	終結区分	係属 日数	調査 回数	審問 回数	和解 回数	尋 問 証人数	備考
令2 (不)4	命 令 (棄 却)	日 645	回 6	回 2	回 —	人 3 (3)	標準
8	取 下 げ (関 与 和 解)	547	8	—	—	—	標準
10	命 令 (一 部 救 済)	487	6	2	—	5 (5)	標準
11	取 下 げ (関 与 和 解)	401	4	—	3	—	標準
12	命 令 (一 部 救 済)	630	7	2	—	2 (2)	標準
13	取 下 げ (関 与 和 解)	399	7	—	—	—	標準
令3 (不)3	取 下 げ (関 与 和 解)	296	4	—	2	—	標準
令4 (不)1	取 下 げ (関 与 和 解)	169	3	—	—	—	標準

- (注) 1 「尋問証人数」欄の（ ）内は、延べ人数である。
 2 「備考」欄は、(1)の区分を示す。

第2 労働組合の資格審査

1 概 況

令和4年に取り扱った労働組合の資格審査は15件で、その内訳は、前年からの繰越しが7件、新規申請が8件であった。新規申請の理由別内訳は、不当労働行為が3件、委員推薦が4件、総会決議が1件となっている（第1表参照）。

このうち、本年中に12件（適合決定7件、打切り5件）が終了したので、3件が令和5年に繰越しとなった（第2表参照）。

適合決定された7件（不当労働行為2件、委員推薦4件、総会決議1件）では、補正事項はなかった（第3、第4表参照）。

第1表 申請理由別件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
繰 越 し	—	7	—	—	7
新 規 申 請	4	3	—	1	8
計	4	10	—	1	15

第2表

申請理由別、終結区分別件数

区 分		委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
取 扱 件 数		4	10	—	1	15
終 結 件 数	打 切 り	—	5	—	—	5
	取 下 げ	—	—	—	—	—
	適 合 決 定	4	2	—	1	7
	不 適 合 決 定	—	—	—	—	—
	計	4	7	—	1	12
翌年への繰越件数		—	3	—	—	3

第3表

申請理由別補正件数

区 分	委員推薦	不当労働行為	法人登記	総会決議	計
決 定 件 数	4	2	—	1	7
同上のうち補正件数	—	—	—	—	—

第4表

該当号別補正状況

区 分	1号 (名称)	2号 (所在地)	3号 (均等 取扱)	4号 (組合員 資格)	5号 (役員 選挙)	6号 (総会 開催)	7号 (会計 報告)	8号 (罷業 開始)	9号 (規約 改正)	傘 下 組 合 の 規 約
件 数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 件数の合計は、補正件数の合計とは一致しない。

2 労働組合資格審査取扱一覧表

事件番号	組合員数	係 属		終 結	
		年月日	事由	年月日	事由
令和2年 (資)第8号事件	233	2.7.27	不	4.1.24	打切り
令和2年 (資)第10号事件	250	2.10.19	不	4.2.10	適合
令和2年 (資)第12号事件	39	2.12.17	不	4.1.21	打切り
令和2年 (資)第13号事件	204	2.12.22	不	4.9.6	適合
令和2年 (資)第14号事件	204	2.12.22	不	4.1.24	打切り
令和3年 (資)第13号事件	23	3.9.7	不		
令和3年 (資)第14号事件	94	3.9.30	不	4.7.22	打切り
令和4年 (資)第1号事件	約80	4.2.21	不	4.8.1	打切り
令和4年 (資)第2号事件	5	4.5.18	総	4.9.6	適合
令和4年 (資)第3号事件	126	4.10.13	委	4.10.27	適合
令和4年 (資)第4号事件	341	4.10.20	委	4.10.27	適合

事件番号	組合員数	係 属		終 結	
		年月日	事由	年月日	事由
令和4年 (資)第5号事件	5,696	4.10.31	委	4.11.10	適合
令和4年 (資)第6号事件	83	4.11.2	委	4.11.10	適合
令和4年 (資)第7号事件	393	4.11.7	不		
令和4年 (資)第8号事件	90	4.11.24	不		
計	15 件				

(注) 1 「係属」の「事由」欄の「委」とは「委員推薦」、「不」とは「不当労働行為」、「総」とは「総会決議」を意味する。

2 「終結」欄の空欄は、翌年へ繰り越したことを示す。